

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 30 年度第 1 四半期）
外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	29 年度(あ)第 94 号
申立ての概要	誤った説明で換金できなかった外国小切手に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(30 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で外国小切手の換金期限を確認した際、期限はないとの誤った回答を受けたために、期限経過により私は本件小切手を換金することができなかった。本件小切手の額面相当額の支払いを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から正しい換金期限の説明を受けていれば、期限内に換金することができたはずである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんから本件小切手の換金手続等について照会を受けたことは事実であるが、換金期限に係る照会は受けておらず、期限はないとの説明を行った事実はない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 30 年5月 22 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件小切手に係る説明に関する当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。